公 示 日 : 2022 年 7 月 13 日(水)

調達管理番号: 22a00327 国 名 : アンゴラ

担 当 部 署 :経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名:アンゴラ国農業政策アドバイザー業務フェーズ2

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:農業政策アドバイザー

(2) 格 付 :3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2022年9月中旬から2023年8月下旬

(2) 業務人月:現地 8.00、国内 1.00、合計 9.00

(3) 業務日数:

• 第1次 国内準備 5日、現地業務 60日、国内整理3日

• 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理3日

• 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理5日 本業務においては複数回の渡航により業務を実施するこ とを想定しており、第1次現地業務を除いては具体的な調 査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条

件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

期 限: 2022年7月27日(水)(12時まで) (3) 提 出

方 : 電子データのみ (4) 提 出 法

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧くだ さい。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる 競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

業務実施の基本方針
業務実施上のバックアップ体制
4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

| 類似業務経験の分野 | 農業・農村開発セクターにおける各 |
|--------------|------------------|
| | 種業務 |
| 対象国・地域又は類似地域 | アンゴラ/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必 要 予 防 接 種:黄熱病(入国に際してイエローカード(黄熱病予) 防接種証明書)が必要となります)

6. 業務の背景

アンゴラ共和国(以下、「アンゴラ」という)は、1975年独立以来の長期にわたる内戦により経済は極度に疲弊したが、鉱物資源に恵まれている国であり、近年は安定した経済成長を維持している。しかし、輸出の95%(2017年/IMF)を石油が占め、その結果、アンゴラの歳入の64%が石油に依存する。この石油依存のモノカルチャー経済であるアンゴラ経済は、国際価格変動によって脆弱であり、そのため非石油部門の開発が重要となっている。アンゴラの国家開発戦略である「アンゴラ長期戦略2025(Estratégia de Longo Prazo Angola 2025: ELP2025)」では、非石油部門の中でも農業開発を推進

することとしている。

熱帯多雨、温帯気候を国内に有するアンゴラの気候条件は農業に適してお り、農業セクターの対 GDP 比率は石油部門に次ぎ、約 12.2% (2018 年/ア フリカ開発銀行)を占めている。ただし、2000年代前半まで続いた内戦に より農業生産力は低下、特に国内で消費される穀物の自給率に大きな課題を 抱えている(自給率 55%/2013 年試算値、農林水産省)。アンゴラでは、米 が主食の一つとして、キャッサバ、メイズに次いで食されるようになってき ているが、米の国内生産量は 4.5 万トンであるのに対し、輸入量は 44.0 万 トン(2015/USDA)と、90%以上を輸入米に依存している。この原因とし て、国内のコメ需要の増加も主要な要因であるものの、そもそも前述の内戦 後の農業復興の遅れに加え、農業分野全般における知識・技術の圧倒的な不 足が挙げられる。農業分野の人材育成、農業振興を支える農業技術開発、普 及強化が喫緊の課題となっている。こうした背景の下、アンゴラ政府から稲 作振興(技術開発、技術普及等)を目的とした技術協力プロジェクトが要請 され、JICA は 2013 年 8 月から 2019 年 4 月まで「稲作開発プロジェクト」 を実施してきた。この技術協力プロジェクトにおいては、対象2州(Huambo 州、Bie 州)における稲作調査報告書の作成、推奨品種の特定、種子生産コ ミッティ設立、小規模農家が実施可能な稲作技術パッケージの開発、および 同パッケージに基づく研修を実施してきた。併せて、アフリカ開発会議 (TICAD) で発表された「アフリカ稲作振興のための共同体(Coalition for African Rice Development、以下「CARD」)」で推進している各国別稲作振興 戦略(National Rice Development Strategy、以下「NRDS」)の主要項目(テ ンプレート)を踏襲し、アンゴラにおける NRDS の策定を支援した。(アン ゴラは CARD フェーズ 2 への加盟を予定している)

なお、2018 年に策定された国家開発計画(2018-2022)において、コメはメイズやキャッサバとともに最重要作物とされている。アンゴラ農業漁業省(Ministério da Agricultura e Pescas、以下「MINAGRIP」)は、農業研究院(Instituto de Investigação Agronomica、以下「IIA」)に稲作ユニットを設置し、農業普及を担当する農業開発院((Instituto de Desenvolvimento Agrário、以下 IDA)では稲種子の農家への配布等を通したコメ生産強化を図っている。加えて、2018 年には農業セクター開発計画(2018-2022)が策定されているが、この策定の過程で MANAGRIP において、NRDS の重要性が再認識されるとともに、コメの輸入削減と食料安全保障・貧困対策の強化のため、稲作開発の必要性が認識されるに至った。また、同プロジェクト終了後、MINAGRIP はプロジェクトの成果を活用し、対象 2 州に加え東部の Moxico州、Lunda-sul 州での試験栽培等の展開を開始している。

こうした国家計画の策定、および「稲作開発プロジェクト」の実施を受け、MINAGRIP より、引き続き日本による稲作振興に係る支援の継続のため、「稲作開発プロジェクト」の成果を活かしたアンゴラ農業政策の策定支援、コメを含む主要穀物の市場進出戦略検討および、NRDSと関連プログラムに関する MINAGRIP の策定・実施能力の強化を支援する農業政策アドバイザーの派遣が要請された。これを受けて JICA は 2021 年 8 月から 2022 年 8 月の予定で農業政策アドバイザーを派遣し(本業務の前フェーズ)、コメを中心とした農業セクターに係る情報収集と、関係機関への助言を通した能力強化を実施している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、アンゴラの農業セクターの情報を収集・整理・分析し、C/P機関である MINAGRIP 他、アンゴラ政府関係機関に政策助言を行うことにより、その政策実施能力を強化する。特に、2019 年に終了した「稲作開発プロジェクト」および本年 8 月までの予定で実施中の「農業政策アドバイザー」の前フェーズ等、我が国がこれまでに実施してきた支援を踏まえ、JICA の今後の農業分野における協力の方向性を検討・提案・助言し、具体的な協力案件の形成と着実な実施に向けた MINAGRIP および関係機関の能力強化を行う。

具体的な業務内容は以下の通り。

- (1) 第1次国内準備期間(2022年9月中旬~10月上旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、アンゴラ政府作成の関連報告書、政策文書(国家稲開発戦略: NRDS 含む)および、特に農業政策アドバイザーの前フェーズ(2021 年 8 月~2022 年 8 月)報告書および関連資料を参照し、アンゴラの農業・稲作開発および特に稲種子生産・普及に関する現状と課題を把握する。
 - ② JICA 経済開発部及びアンゴラ事務所と調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン(和文)を作成し JICA 経済開発部による確認の上、提出する。葡文への翻訳は JICA にて実施する。
- (2) 第1次現地業務期間(2022年10月中旬~12月中旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプラン(和文・葡文)を提出し、承認を得る。
 - ② 本アドバイザー業務の前フェーズにおいて MINAGRIP、IIA、IDA、種子 認証機関 (Serviço Nacional de Sementes、以下 SENSE) の組織体制 (人

- 員・業務所掌・予算・活動計画)に係る情報整理をしている。各 C/P 機関を訪問し現状を確認の上、要すればこれらの情報を更新する。
- ③ NRDS に関する関係組織間の定期的な会合の開催を促進し、会合における協議への助言を行う。会合の進捗状況に応じ、MINAGRIP および関係機関(IDA、IIA、SENSE) からなる NRDS 推進メンバーの自律的な施策実施促進に向けた支援策を検討し実施する。
- ④ 前フェーズにて実施された「稲作開発プロジェクト」の対象州である Huambo、Bie 州の現地視察結果を分析し、同プロジェクトの成果を活用 した他州への普及、今後計画・形成される技術協力プロジェクトとの連携等を見据えた活動について C/P 機関の検討を支援する。
- ⑤ また、MINAGRIP が JICA の協力の成果を展開しようとしている、東部地域の Moxico 州、Lunda-Sul 州については、前フェーズに引き続き州局における関連施策の実施体制(州局員および稲作普及員の数、管理体制、農民組織等)について調査・分析し、体制の構築および維持に必要となる研修および実証事業計画等を NRDS 推進メンバーとの共同作業により策定し、同実施を支援する。また、前フェーズより C/P のキャパシティアセスメントを兼ねた小規模な実証事業(水路清掃・種子生産)を支援しており、これらの活動にかかる実施運営にかかる助言を行う。
- ⑥ アンゴラにおける稲種子セクターに係る政府方針、現状、課題および地域別の状況にかかる情報を集約・分析するとともに、過去の NRDS タスクフォースの開催議事等の資料から特に種子に係る情報を分析し今後の我が国の支援の方向性にかかる提言を行う。
- ⑦ 他ドナーや民間企業等との積極的な情報交換を通し、デマケーション、および連携案についても C/P 機関の検討を支援する。世界銀行 (MOSAP Ⅲ等)、FAO、WFP、UNDP、フランス開発庁 (AFD)、EU 等の最新動向を把握する。前フェーズにて各関係機関への一次訪問調査は実施しているため、その情報を基に連携策を検討するとともに、必要に応じて情報を更新する。
- ⑧ 技術協力プロジェクトの円滑な形成に向けて、以下の支援活動を行う。 (ア)我が国とアンゴラとの間で実施が予定される政策協議・実務者協議に 政策アドバイザーとして出席し、MINAGRIP に対して我が国の援助方針の理解が促進されるよう助言・提言を行う。
 - (イ)MINAGRIP および関連機関からの要請に即して、必要情報を収集・提供し、実施体制整備の観点および技術的観点より助言を行う。
- ⑨ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA アンゴラ事務所に提出し、報告する。

(3) 第1次国内整理期間・第2次国内準備期間(2022年12月下旬~2023年1月中旬)

第 1 次現地業務結果報告書(和文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。第 2 次現地業務期間以降の活動内容にかかるワークプランの見直しについて JICA 経済開発部と協議の上で決定し、提出する。第 1 次現地業務結果報告書およびワークプランの改訂部分の葡文への翻訳は JICA にて行う。

- (4) 第2次現地業務期間(2023年1月下旬~4月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプランの更新版を提出し、業務計画の承認を得る。C/P 機関に対しては、併せて第 1 次現地業務結果報告書(葡文)を提出する。
 - ② 技術協力プロジェクトの形成に係る JICA 経済開発部による調査の実施 に際して、現地関係機関および対象サイト候補に係る情報収集に協力する。必要に応じてステークホルダーを集めた意見交換等をオンラインで 実施することが想定されるが、これらの会議に参画および助言を行う。
 - ③ (2)③、④、⑦を継続して推進し、現状にかかる分析を基に検討した 稲作振興に係る方策に沿った活動について検討・助言する。JICA事業の 活用、他ドナーのプロジェクトの巻き込み等の検討に際しては、関係機 関との連携・調整体制が整備されるよう支援を行う。
 - ④ (2)⑤を継続して推進し、C/P の活動結果の分析と必要な支援策を検 討する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA アンゴラ事務所に提出し、報告する。
- (5) 第2次国内整理期間·第3次国内準備期間(2023年4月下旬~5月上旬)

第2次現地業務結果報告書(和文)を JICA 経済開発部に提出し、業務達成状況を報告するとともに、第3次現地業務期間の活動内容にかかるワークプランの見直しについて JICA 経済開発部と協議の上で決定し、提出する。第2次現地業務結果報告書およびワークプランの改訂部分の葡文への翻訳は JICA にて行う。

- (6) 第3次現地業務期間(2023年5月上旬~8月上旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA アンゴラ事務所、C/P 機関にワークプラン(英文・葡文)の更新版を説明し、承認を得る。C/P 機関に対しては、併せ

て第2次現地業務結果報告書(葡文)を提出する。

- ② 第1次~第2次現地業務期間を通して把握した他機関等の活動状況について最新化し整理する。
- ③ (2)③、④、⑦を継続して推進する。
- ④ (2)⑤を継続して推進する。MINAGRIP および IDA、IIA、SENSE の 最新体制と事業実施に係る能力強化について、今後の我が国の支援の方 向性について検討し報告書に纏める。
- (7) 第3次国内整理期間(2023年8月上旬~中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。 なお、報告会は JICA アンゴラ事務所を含めたオンラインで実施する。専 門家業務完了報告書の葡文への翻訳および C/P への共有は JICA にて行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。第2次、第3次現地業務前は、第1次現地業務開始時に報告したワークプランからの変更点について加筆・修正点を明示する形で更新版を作成する。

和文2部(JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務終了時。和文。提出部数は以下のとおり。 和文 2 部(JICA 経済開発部、JICA アンゴラ事務所) ただし、第 3 次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告 書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部) 2023年8月17日(木)までに提出。JICA経済開発部及びアンゴラ事務所 に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「IX.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、東京⇔ドバイ⇔ルアンダ(エミレーツ航空) 東京⇔香港/ヨハネスブルグ⇔ルアンダ(南アフリカ航空)を標準とし ます。

(2) 特別宿泊料単価

ルアンダについては特別宿泊料単価 27,300 円を上限に計上可能です。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA アンゴラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- 車両関係費
- ・現地調査およびセミナー等開催費
- 実証事業関連経費(水路清掃・種子生産)
- 通訳傭上費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務 人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を 上限とします。

- ② アンゴラ入国時に現在一時隔離措置はありません。
- ③ 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
- ④ 便宜供与内容

ア) 空港送迎:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり イ) 宿舎手配:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通訳傭上:なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し、支払いを行うことを想定しています。
- オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地業務開始時における C/P 機関と の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供: MINAGRIP 内における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① ウェブ公開資料
 - ア)アンゴラ国 稲作開発プロジェクト事業完了報告書 JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)
 - イ)アンゴラ共和国 稲作開発プロジェクト中間レビュー調査報告書 JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (e-mail: edga2@jica.go.jp) にて配布します。
 - ・アンゴラ農業政策アドバイザー業務 第1次現地業務結果報告書
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる

体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段 等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。ま た現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。 なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を 登録してください。

- ③ アンゴラへの派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上